

No.66  
2019  
12/14



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



八  
地  
申  
24  
号

「停車場内における退行運転の取扱い変更」に関する申し入れ！12月11日開催

## 駅構内は駅長が安全確認するべきだ！

**安全意識や規定の拡大解釈で実施しようとする会社を厳しく指摘し対立で終了！**

第2項 「停車場内における退行運転の取扱い変更」が施行するに至った経過ならびに各現業機関への周知はどのように図ったのか示すこと。

### 組合の主張

### 会社の主張

退行するにあたり進路の安全確保は乗務員・現場の見えない指令で確認出来るのか？

駅構内での退行の基本は駅係員による誘導であり、駅係員が現場で安全を確認し誘導する。これが基本である。

駅係員の誘導であれば、ホーム上から在線位置までの安全確保は人間の目で行うことができる。

省令・規則・ルールなど運転取扱実施基準、運転作業要領を基に行うのであり取扱いの変更ではない。また20条の規定により「列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は・・・」乗務員・指令で確認することが出来る。

万が一があっても、すぐに停止できる速度なので問題ない。また運転士も危ないと感じたら停止する教育を受けているので規定上も実際も問題はない。

## 異常時の三現主義は会社の発言により崩壊した！

乗務員と指令と駅とで連絡を密にして駅の誘導で行うべきである。業務委託駅の場合で駅を介さず、退行の取扱いを実施となることはありえるのか。ホーム上の安全確認は必ず駅が行い安全の担保が取れてから行うべきである。

お客さま救済のために行う取扱いであり、委託駅であってもホーム上の安全確認は行い、危険であれば指令等に情報を共有していく。ただし時間帯によっては駅への連絡を行わない場合もある。基本は3者で意思疎通を行い、この取扱いを行うものである。

第3項 業務委託駅では運転取扱いが行えないことからその必要性が生じた場合は、管理駅が駆け付け対応することとした労使確認事項を逸脱していることに対しての見解を示すとともに、今改正に対しての見直しを図り、労使確認事項を速やかに履行すること。

委託駅での運転取扱い業務は管理駅が駆け付ける事を労使で確認してきた。規定の拡大解釈で行えば何でも出来てしまい、安全は保たれない。これまでの労使確認を遵守するべきだ。

管理駅が駆け付けることに変わりはない。入換合図は車掌でも行うことが前から出来ていた。この取扱いを行うものであり、労使確認を逸脱している認識はない。

第4項 これまでの労使確認事項を履行せずに今改正を実施するとすれば、業務委託駅を速やかに解消し、JR本体内社員を配置して運転取扱いを行える体制を構築すること。

労使の認識があっていない。会社施策により運転取扱いができない駅が増えたこと。施策の弊害であり本体に戻すべきだ。

様々なケースがあり管理駅が委託駅をカバーすることは変わらない。十分に委託可能と判断し委託してきている。戻す考えはない。

## 安全の担保が不明確なままの取扱いは認められない！！

**安全に対する認識が一致できないままの施策実施は認められない！  
委託駅へは管理駅が駆け付ける議事録を遵守するべきだ！**